

明治神宮の鎮座地選定について

明治神宮教学研究センター研究員

大丸真美

はじめに

明治神宮は大正九年十一月一日豊多摩郡代々幡町大字代々木（現在の代々木神園町）に創建された。二十万坪の境内には当時全国から約十万本の献木と実働人数約百万の労力及び、延べ十万人の青年団が奉仕し、造営費は当時の金額で五百万円以上に上り大正時代に於ける一大国家事業であった。⁽⁴⁾ そして造営後も神社制度・雜祭式・植林技術及び国民の敬神思想に対しても大きな影響を与えた。⁽⁵⁾ 以来大正・昭和と近代神社神道の代表的な社、将来の神社の模範として賛美されてきたのである。

しかし近代に於ける神社の見本とされてきたにも拘わらず、明治神宮についての研究書は殆ど見あたらない。管見に及ぶ限り明治神宮第七代伊達巽宮司が『神道史研究』⁽⁶⁾ に発表した「明治神宮の創建」と、平成五年に山口輝臣氏が『日本歴史』⁽⁷⁾ で発表した「明治神宮の成立をめぐって」⁽⁸⁾ ぐらいしか見あたらない。

明治神宮の公的な資料は『明治神宮造営誌』⁽⁹⁾（以下『造営誌』と呼ぶ）及び『明治神宮外苑志』（以下『外苑志』と呼ぶ）であり、『造営誌』は内務省神社局が、『外苑志』は明治神宮奉贊会にてその資料を保管させていたが、関東大

震災にて灰燼に帰してしまい今日では内容を知る事が出来ない。ただ幸いな事に大正三年六月に神社奉祀調査会特別委員会にて纏められた『神社奉祀調査會特別委員會報告⁽¹⁰⁾』が、昭和二十六年に宮地直一博士より明治神宮に寄贈されたため創建当時の内容を垣間みる事が出来る。今回『神社奉祀調査會特別委員會報告』を補足として主に『造営誌』の記事を中心しながら、明治神宮がどのような経緯によつて代々木の現在地に創建されたのか、またどのような候補地が上がり建議・請願が出されたのか、その問題について論及してみたい。

一、崩御と神宮創建の動向

明治四十五年七月二十日、明治天皇突如の御不例に国民は只管ご平癒を祈り御聖躬のご回復を願つた。しかしその甲斐空しく三十日崩御せられた。明治維新・帝國憲法制定・帝國議會開設・教育勅語發布等々、近代日本の大業・礎をお築きになられ、齊しく万民より敬仰せられた陛下の崩御は国民にとってその悲しみは甚大なものであつた。当時国民の中から陛下の御遺徳を何らかの形で後々の世まで残して受継いでいきたいと思う心情は当然のことであつた。

そしてその初めの動きは明治大帝が四十五年御治定遊ばされた東京より起つた。ただ当初は神社建設ではなく「御陵地」御治定であり『造営誌』には「市長阪谷男爵は再三宮内省に出頭して市民の衷情を委曲上陳せり」としている。⁽¹¹⁾しかし御陵地は先帝陛下の御遺志にて既に京都桃山に内定されていて無理なことが解る。八月一日河村宮内次官が陵墓は明治天皇の御遺志により伏見桃山に内定されていた事を阪谷市長に伝えている。⁽¹²⁾ところが東京市民の熱望止む事無く「地域廣闊にして、林泉の美自ら備はれる地を選びて、英靈を奉祀せん⁽¹³⁾」と神宮創建に向けて動き出すのである。以下『造営誌』では東京を中心に神宮創建の運動が盛んになつていく事だけしか述べられていないが、崩御直後の各新聞には神社建設だけでなく有識者の意見として各種の記念事業が述べられている。

「銅像・記念塔・神社・圖書館・美術館・博物館・養育院・慈善病院・植林・公園・公會堂・學校・工業試驗所等の外、東京灣築港案あり、關門海峽、津輕海峽に橋梁を架するの案あり、日本海と太平洋を連絡する運河を開鑿するの案あり、富士登山鐵道敷設案あり、又國史編纂院を設くべしと云ふ者、救貧基金を設けて貧民を救ふべしと云ふ者、記念郵便切手を發行すべしと云ふ者、何れも今日先帝記念の爲めに採用すべき方案ならざるは莫し。⁽¹⁴⁾」

津輕海峡橋及び日本海と太平洋を結ぶ大運河などは当時の技術に於いては果たして可能であつたのか疑問に思うところだが、河野省三はこれらの記念事業は「断じて不可なり」として、それらの記念物又事業は「到底神聖なる明治天皇の英風を仰ぎまつり、高徳を慕ひまつる、唯一の建設物」とはなり得ないと断じている。そしてこのような記念事業が乱立する中でやはり一番多かつた案は神宮建設であった。日枝神社宮西惟助宮司は「東京神宮建設の私見」の中で「銅像建設とか云ふ事は、考物で有らうと思ひ、其處に來て精神の籠つて居るのは、神社で有る。」⁽¹⁵⁾と力説するのである。このようにして神宮創建の氣運が日増しに強くなつていくと、次に問題になるのが神宮を創建する鎮座地の問題である。當時東京府下に於いて候補地として上がつていたのは鎮座地となつた代々木の他に青山練兵場跡地、陸軍戸山学校、陸軍士官学校・中央幼年学校、上野公園、駿河台、目白台、小石川植物園、芝三光坂附近、豊多摩郡和田堀内村大宮、国府台（鴻ノ台）、白金陸軍火薬庫、皇居本丸、井の頭御料地等々であつたが、その中で最も有力な候補地は現在神宮外苑となつてゐる青山練兵場跡地であつた。⁽¹⁶⁾その理由は明治天皇御即位五十年を記念して日本大博覽会が行われる予定であり、その開催予定地が青山練兵場で、また代々木御料地も一部拝借される予定であつたが、明治四十四年財政の都合により中止となり、内務省に返還され東京府知事が管理していた。⁽¹⁷⁾また青山は先帝陛下の御大葬場所として決定され、大葬に引続き先帝の記念事業を行ふには實に都合が良かつた。⁽¹⁸⁾ところが青山練兵場に神宮を創建する案については当時の学者からかなり多くの反対意見が出ている。理由は同地に「一大公園」を同時に造る

考えが広まり「神靈を祭るべき神苑と混同⁽²¹⁾」してしまった恐れがある事、そして何よりも神社に最も大切な森厳幽邃な森林を完全に成立させる事が不可能な事が最大の原因であった。青山は永年練兵場として踏み荒らされた土地であり、山川もなければ森林も殆ど無いところであり、当時既に工場などの煙害により上野及び芝公園・小石川後楽園等の老樹古木は枯死してしまい、たとえ木を植えたとしても順調に育たない事が一番の理由であった。⁽²²⁾ そしてこのことが青山だけではなく東京には神域を造営するような自然がない事や、市街地に隣接して「聖域を壓し、不淨の氣が神威を冒瀆⁽²³⁾」するおそれがある事、東京市内には景勝の地を占めた臣下の祖廟が既に存在していて神宮を創建しても均衡がとれない事を理由に、地方からの反対意見が出てくるのである。

二、覚書

神宮創建に当たつて必ず問題にせねばならないのが東京商業會議所で建議された「覚書」である。何故ならば明治神宮の創建内容は「覚書」に則つて出来上がつてゐるといつても過言でないからである。

『造営誌』には前章でも述べたように阪谷東京市長中心に代議士・実業家有志により御陵地の件で陳情したが既に京都伏見桃山に決まつていた為、それならば「實業家の有志先づ奮起」して東京商業會議所に会合し「政府關係者、衆議院議員、東京市及び東京府の名譽職等⁽²⁵⁾」が加わり神宮創建の議事となり、十余日間協議の結果「覚書」を作成し西園寺内閣総理大臣・渡辺宮内大臣に面会し、神宮建設の趣旨を懇請している。その「覚書」は左の通りである。

神宮ハ内苑外苑ノ地域ヲ定メ内苑ハ國費ヲ以テ外苑ハ獻費ヲ以テ御造營ノ事ニ定メラレ度候

神宮ハ内苑ハ代々木御料地外苑ハ青山舊練兵場ヲ以テ最モ適當ノ地ト相シ候但シ内苑外苑間ノ道路ハ外苑ノ範圍ニ屬スルモノトス

外苑内へハ頌徳記念ノ宮殿及ビ臣民ノ功績ヲ表彰スベキ陳列館其他林泉等ノ設備ヲ施シ度候

以上ノ方針ヲ定ツテ後諸般ノ設計及び經費ノ豫算ヲ調製シ爰ニ奉贊會ヲ組織シ、獻費ヲ取纏メノ順序ヲ立て度候國費及ビ獻費ノ區別及ビ神宮御造營ノ方針ハ速ニ決定セラレ其國費ニ關スル豫算ハ政府ヨリ帝國議會ヘ提出セラル、事ニ致度候

青山ニ於ケル御葬場殿ハ或ル期間ヲ定メ之ヲ存置シ人民ノ參拜ヲ許サレ候事ニ致度候

前項ノ御葬場殿御取除ノ後モ該地所ノ清淨ヲ保ツタメ差向東京市ニ於テ相當ノ設備ヲ爲シテ之ヲ保管シ追テ神苑御造營ノ場合ニハ永久清淨ノ地トシテ人民ノ參拜ニ便ナル設備ヲ施シ度(25)候

参考

覺書ニ掲ケタル代代木御料地青山舊練兵場ノ外或ハ區會ノ決議ヲ以テ或ハ個人ノ意見ヲ以テ我委員會ニ申出タルモノ其他新聞紙上ニ投書家ノ意見トシテ顯レタル候補地ヲ舉クレハ左ノ如シ

一、戸山學校跡

一、陸軍士官學校・中央幼年學校地

一、上野公園

一、駿河臺

一、目白臺

一、小石川植物園

一、芝三光坂附近

一、豊多摩郡和田堀内村大宮

一、鴻ノ台

一、埼玉県大宮

一、神奈川県箱根

一、静岡県富士山⁽²⁷⁾

この「覚書」は渋沢・阪谷・中野以下東京代議士・実業家が、八月一日御陵誘致の件で東京商業會議所に集まつたのが最初であった。⁽²⁸⁾ 七日に神社創建に関する準備会が行われ、同九日會議所で各団体連合の協議会にて渋沢・阪谷及び中野武菅以下委員が選定された。十二日の委員会で具体的な案は阪谷・中野の二人に一任され「覚書」の作成が始まり、十四日の委員会に報告され⁽³⁰⁾、十六日の十五区會議長の会合を経て二十日の協議会で可決された。⁽³¹⁾ しかし七日の段階に於いては神宮創建の候補地は青山練兵場であつた。⁽³²⁾ ところが十四日の委員会で起草委員の阪谷・中野両氏より創建地は代々木とされ、青山は外苑となつてゐるのである。わずか一週間の間に青山が代々木に代わつた理由として、当初より青山が候補として上がつたときから反対が多かつた事、そして何よりも渋沢が西園寺首相に創建に付いて懇願した際、青山に創建する事に首相が反対である事を九日の協議会にて報告している事が大きな要因と思われる。⁽³³⁾ その点代々木は東京府下に於いては殆ど批判はなく有力視されていた。

ところでこの「覚書」の卓越した事は「内苑」「外苑」の構想であろう。内苑を從来の神域とし、新たに記念事業の場所として外苑を設けたことである。この構想が外苑造成後、神社界に多大な影響を与えたことは当然といえよう。⁽³⁴⁾

山口照臣は「この構想の卓抜な点は内苑十外苑という形式を編み出したところにある」として「覚書」の発案者を弁護士の角田真平と見做し、即位五十年を記念して行われる予定だった日本大博覽会事業の転用が内苑外苑の発想として「覚書」独自案のように推定しているが、しかし当時このような発想が全く無かつた訳ではない。「覚書」が起草

鎮座地	請願数
東京	1
青山練兵場	2
代々木御料地	1
筑波山	3
箱根離宮付近	1
朝日山	1
國府臺(鴻ノ臺)	3
御嶽山	1
陸軍戸山學校敷地	1
寶城富國	1
	22
	1

(『造営誌』より引用)

『造営誌』には東京及び全国各地より出された候補地とその請願人及び請願先が紹介されている。これらのほとんどが内閣総理大臣・内務大臣・宮内大臣・貴族院議長・衆議院議長等へ提出された。『造営誌』にはどのような主旨によつて請願されたか内容までは掲載されていないが、神社奉祀調査会特別委員会で纏められた「明治天皇奉祀ニ關スル建議並請願書」にはその内容が掲載されているのでみていきたい。⁽⁴⁰⁾

三、請願並びに建議

される二日前の八月十二日に今泉定介・池邊義象・今井清彦三人の署名で原敬内閣總理大臣へ提出された請願書には宮域の第一部に神宮を建立し、その他の宮域に「記念館ヲモ設ケヘク或ハ普通庭園ノ設モナスヘク諸種ノ展覽場ヲモ設ケヘク、或ハ運動場競馬場又ハ參詣人休憩所飲食小店等卑猥ニ涉ラサル限り之ヲ許ス可シ」としている。また内苑外苑の語を用いたのも「覚書」が最初ではない。辰野金吾工学博士が八月十三日の新聞に明治神宮奉建の場所として代々木御料地を挙げ、代々木を「内苑」・青山を「外苑」として「種々なる附属の建物等は外苑に建てたい」としているのである。⁽³⁷⁾「覚書」は商業會議所または角田の独自な発想というよりも、当時の世相や識者による神宮創建構想を総合的に考慮して纏められたものと考えて良いだろう。中野が「覚書」について「委員會に於ても未だ具體的に成案を有してゐるものもない。追て大體の覺書を以て政府に交渉し」と言つてゐる事からもそれが察しられる。またこの「覚書」に賛同する者も出てきている。⁽³⁹⁾

東京

この請願は帝國教育會長・男爵辻新次が「明治神宮建設ニ關スル請願」として大正元年八月二十三日に貴・衆議院及び内務大臣に提出したもので、「先帝ノ英靈ハ京都桃山ノ山陵ニ奉祀セラレタリト雖モ、東京ハ先帝ノ相シテ都ヲ遷シ給ヒシ地ニシテ其ノ盛德鴻業ヲ發揚シ給ヒシ處ナリ」⁽⁴¹⁾として東京鎮座を強く主張している。これは議会として初めて建議されたものであり、同二年二月二十七日、貴族院にて議決され⁽⁴²⁾三月二十六日に衆議院に建議された。

青山練兵場

青山は請願と意見書の二つが出されていて、請願は大正元年八月十二日に今泉定介・池邊義象・今井清彦三人の署名で原敬内閣總理大臣へ提出されている。意見書の方は東京赤坂区會議長より同年九月二十八日に赤坂区会で決議されたものである。

はじめに今泉より出された請願であるが、今泉は神宮奉廟會々長・國學院大學皇典講究所理事をした人物であり、以下の件について陳情している

- 一、神宮ノ名稱及御資格ノ事
- 二、場處ノ事
- 三、神宮建築様式ノ事
- 四、規模ノ事
- 五、建築ソノ他ノ費用ノ事
- 六、官制ノ事
- 七、祭日ノ事

一では「神宮ニ準シテ明治神宮ト稱シ、ソノ御資格ノコトキモ一二神宮ニ準シテ、官幣大社ノ上ニ列セラレタキ」⁽⁴³⁾こととし、名称は「明治神宮」、社格は新たに神宮に準じて官幣大社の上とする意見である。これについては神社奉祀調査会の特別委員会にて協議され、明治神宮の他に「東京神宮」「代々木神宮」「千代田神宮」⁽⁴⁴⁾等の案が出されたが、調査会では「明治ノ年號ハ一世一元ノ徽號ニシテ（中略）明治天皇ノ御追號」である事や「御追號ハ御謹號ト異ナリ

(中略) 神宮ノ名稱トナスモ決シテ不敬」にならず、また「地名ヲ冠」するより「祭神名ニヨレル社號ヲ擇フヲ以テ最時勢ノ宜シキ適」し、「明治神宮ノ名稱ハ既ニ世ノ慣用ノモノ」の理由により「明治神宮」に決定している。また社格については、新たに「官幣大々社」の設置する案もあつたようだ⁽⁴⁷⁾が調査会では「官幣大社」に決定した。二の場所については本来東京は天然の風景には恵まれていないが、古来においても神宮・大社等においても平坦な土地を用いた例は多くあるとして伊勢の外宮や熱田神宮・氣比神宮・住吉・北野・下賀茂神社等の例を挙げ「先帝陛下ニ御由緒アル即チ大喪地ノ跡タルヘキ青山練兵場ヲ用ヰルコトマタ止ヲ得サルコトトスベシ」⁽⁴⁸⁾としているが、「他ノ適當場處アラハ不肖等ハ強テ青山ヲ主張セス」と青山誘致には可成消極的な意見である。三の神宮建築様式では「學者ト建築當事者ト慎重ニ考究シ場合ニ依テハ汎クソノ圖按設計ヲ江湖ニ募ルモ可ナルヘシ」としていて具体的には主張していない。四の規模の件では前章でも述べたとおり今泉は「覚書」と同じ発想をしている。「神宮宮域ハ成ルヘク宏大ナルヲ要ス」として、その「宏大ナル宮域中ヲ二分若クハ三分四分シテソノ第一部ヲ神宮第一域トシココニ宮殿ヲ建立シコノ境域ハ尊嚴ニ神聖ナルカ上ニモ神聖ノ地」として、「第二域第三域第四域ニ至ルニ從ツテ」種々の記念館・普通庭園・展覽場・運動場・休憩場等を設けたいとしている。五については費用の国庫によつて造営することを強調し「決シテ一部有志ノ寄附金又ハ東京市民ノ負擔又宮内省ノ費用等ヲ仰キテ營ムヘキモノニアラス」として、建築費を二百万円としている。實際造営にかかつた費用五百万円からするとかなり低い見積である。六の官制事では「伊勢神宮ニ準シ祭主以下ノ諸官ヲ置」⁽⁴⁹⁾き、七の祭日ノ事については、十一月三日の天長節を祭日としている。これは当時多くの識者がこの意見であるから当然の事であろう。また「附言」として當時銅像を造る案が多く出ていたことにして、日本に於いては外國のように銅像に対して「崇敬ノ念ヲ起コスコトノ少キ」として反対の意見を述べている。

以上この請願の内容を見ると誘致運動と言うよりも神宮創建についての構想案の意見書的な内容である。

それとは逆に赤坂区会で決議された「神宮ヲ青山練兵場ニ建設セントスル意見書」は青山に創建することを強く打

ち出している。「第一神宮ノ位置」と「第二神宮ノ設計」とからなり、第一に於いては十項目の意見を列挙している。初めの一には創建地は京都の平安神宮を例に上げ、明治天皇御在地の東京でなければ無意味である事、二に「參拜シ易キ」処である事、三に御大葬が執り行われた靈地として保存できる事、四に觀兵式及び憲法發布等の「最モ紀念スヘキ」地である事、五に「多年宮居シ」給える離宮の隣接地で、東京奠都後最初に行幸せられた処でもある事、六に青山には「古社舊刹若クハ廟墓ノ如キモノ」なく加えて「代代木御料地ノ如キ幽邃閑雅ナル勝地」に接続している事、七に先帝の御即位五十年を記念して開催される予定であった大博覽会場であった事、八に神宮建設に最も重要な「天然ノ地形風光ノ優美」で「西ニハ富岳」「東ニハ離宮御苑ノ古松老杉翁鬱」「北ニハ新宿御苑ノ茂林蒼蒼」としているが、しかし青山自体の景勝についてはいつさい触れておらず、「人工ヲ加ヘ」て五六十年後には「鬱蒼タル森林」が出来る事を期待しているとかなり抽象的な見解であり説得力にかける事が免れない。九は創建費が安く上がる事を強調し、十は交通の便の良さを説いている。次に「第二神宮ノ設計」に於いては国内だけでなく世界列国に對し明治天皇の御偉業を明らかにするために、神宮の社殿神苑は「莊嚴偉大」になさしめ、また先帝御一代の御事跡及び国民の等しく欽仰する偉人傑士の肖像その他國家の記念すべき物を陳列せしめ、内外に忠君愛國の国体を闡明にして「國礎ヲ一層強固」にしたいと強調している。

筑波山

『造営誌』には筑波町の杉山友章及び同町長酒崎慶太郎、水戸市上市鳥見町の高安龜次郎の三者より出されているが、「明治天皇奉祀ニ關スル建議並請願書」には杉山友章からの請願しか出ていない。杉山友章は筑波神社の社司である。筑波山は富士山と並ぶ靈峰として「峰巒河流等ノ勝ニ富ミ山紫水態雄麗ノ景ヲ有シ天地ノ壯觀ヲ極メタル所」として風光明媚なことを挙げ、また「富士ハ帝都ヲ距ルコト稍々遠」いのに対し、それに比べ近距離であり、「交通極メテ便利」であることを強調している。また由緒については可成り苦しい説明をしている。なぜならば明治天皇が御

在世中に一度も行幸されたことがないため、筑波山を「中心トシタル關東ノ平野ハ明治天皇御在世ノ折屢々御行幸」あらせられた所として、明治元年の水川神社御親祭から四十三年の板木福島両県下に於ける陸軍大演習御統監迄九回挙げているが、全て筑波山とは何の関係もないものである。河野省三は「甚だ思慮に欠けたる説」として「古來、山頂の神社を、山腹若しくは山麓に遷座し奉れる例こそ多けれ、山と何等の關係なき神靈を、故らに山頂に齋さまづらむとすること、抑々何の據る⁽⁵¹⁾」所なのか全く根拠のないものとして批判している。ただ注目すべきことは東京府下に鎮座する動きについての意見であるが、「官衙學校若クハ博覽會共進會ノ建設トハ事異ナリ（中略）近世科學ノ進歩ノ結果海岸ヨリ着彈距離外ノ地ヲ御選擇申上候事一要件ト信シ候⁽⁵²⁾」として幕末にペリー提督が江戸湾まで進入し帝都を砲撃しようとした史実を挙げ、「筑波山ハ宮城ノ艮位ニ當リ恰モ京都ノ比叡山ニ於ケル如」く「是即チ艮ヲ以テ鬼門トシ災禍消除ヲ祈リタルモノナルヘシ」として、「帝國鎮護國光宣揚ノ爲メ神宮ヲ創建スルニハ地理上歴史上筑波山ハ最モ適當ナラン」するのである。防衛に関して述べているのはこの請願のみであり、當時既に外国からの脅威があつたことが窺われる。因に神社関係で防衛措置が取られたのは伊勢の神宮のみである⁽⁵³⁾。

箱根離宮付近

この請願は箱根町長松井鎧三郎からで、はじめに明治元年十月八日の御東幸と同年十二月九日の御還幸をはじめ計四回の行幸があったこと。また地方の請願らしく箱根離宮は「標高一千六百尺ノ地點ニ在リ湖水ニ臨ミ深林ヲ周ラシ靈池神苑自然ニ成レルノミニラス西ニハ富岳ノ秀麗ヲ仰望シ東ハ相模灣ノ洋洋タルヲ俯瞰スヘク崇高大ノ觀他ニ匹儔ナク仰テハ君徳ノ高キヲ懷ハシメ俯シテハ君恩ノ深キヲ感セシム況シヤ帝都皇宮トハ蒼穹一碧相通シ遙ニ望ンテ長ヘニ社稷ヲ守護セラルヘキ好位地ヲ占ム⁽⁵⁴⁾」として風光明媚なことを説き、また東京に奉祀しようとする動きに対し「東京市内ニハ既ニ臣下ノ祖廟寧口形勝ノ地ヲ占⁽⁵⁵⁾」めていて創建する場所は既に存在しないことを理由に反対している。しかし富士山・筑波山と同じく箱根山も批判の対象となっている。

飯能朝日山

請願書は大正二年九月に入間郡飯能町長双木八郎の名で内閣総理大臣・内務大臣・貴族院議長・衆議院議長宛に送られている。地方の請願らしくはじめに山紫水明・風光明媚なことを上げ、「地域幽邃森嚴ニシテ神聖」⁽⁵⁶⁾であり、「全域樹木繁茂シ且將來大森林」出来ること、「神苑設計及ヒ附屬建設」の用地もあり、「明治天皇陛下行幸ノ由緒」及び将来附属施設設置の際「擴張スルコトモアル土地ニ不便ヲ來ササルコト」なく「距離及ヒ交通機關」も鉄道を引けば解決されることを説いている。注目すべきは敷地面積及び樹木数、鎮座予定地の図面及び写真等が具体的に可成詳細に掲載されており、伊東忠太が「神社の風致體裁を主とするならば、飯能は絶好の敷地である」と言つた程の適地であった。

國府臺（鴻ノ臺）

東京府南葛飾郡小岩町長中川喜作及び千葉県の東葛飾郡市川町会議長後藤彌五郎と同町の田中喜兵衛が請願を出している。共に内容は誘致のみであり、由緒及びその理由については一切触れておらず、請願のみであり何故奉祀するのかはつきりしていない。伊東忠太がこの地域は「劣性」「中途半端」⁽⁵⁹⁾としていることからも好適地ではなかつたようである。

御嶽山

東京府西多摩郡青梅町長根岸太助他四十七名から請願された。「塵烟熱闇」⁽⁶⁰⁾の都会は尊嚴を漬すおそれがあるとして「形勝雄偉山水秀靈ノ御嶽」は「自然ノ神境」であり、しかも東京市民に供給している多摩川上流であり、神宮が創建されれば全都の臣民は「日夕御手洗水ノ流末ヲ汲ミテ天皇ノ威烈ヲ拜慕シ神徳ノ赫灼ヲ仰ク」としてゐるのである。御岳山自体に賛同する者はいなかつたようだが、只多摩川上流付近については本多静六や三越眞服店の藤村喜七⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾などが賛同している。

陸軍戸山學校敷地

東京市牛込区長古本崇より出され、当時の牛込区若松町にある広範な区域であり樹木数を可成り有する。元尾張藩主の別邸で箱根山の周辺は今日に於いても郊外の森林と勘違ひするほど鬱蒼とした森になつていて、「三百年來ノ老杉古檜今尚森然トシテ天ヲ衝キ内ニ泉源ヲ湛ヘ蒼古幽邃ノ趣アリ」として森の素晴らしさを強調している。この地は「覚書」に於いて参考欄の候補地として最初に上げられており東京内に於いては可成り有力視されていた。⁽⁶⁴⁾

富士山

『造営誌』には二十一の請願が出ているが「明治天皇奉祀に關スル建議竝請願書」には静岡県加島村長望月豊太郎外六十四名の請願が掲載されている。風致のみ考えれば富士山は当然なのかも知れないがしかし参拝者の便宜からすればこれは現実的に到底無理な事であり「甚だ突飛」⁽⁶⁵⁾「思慮にかけたる説」⁽⁶⁶⁾言われても致し方ないだろう。

國見山

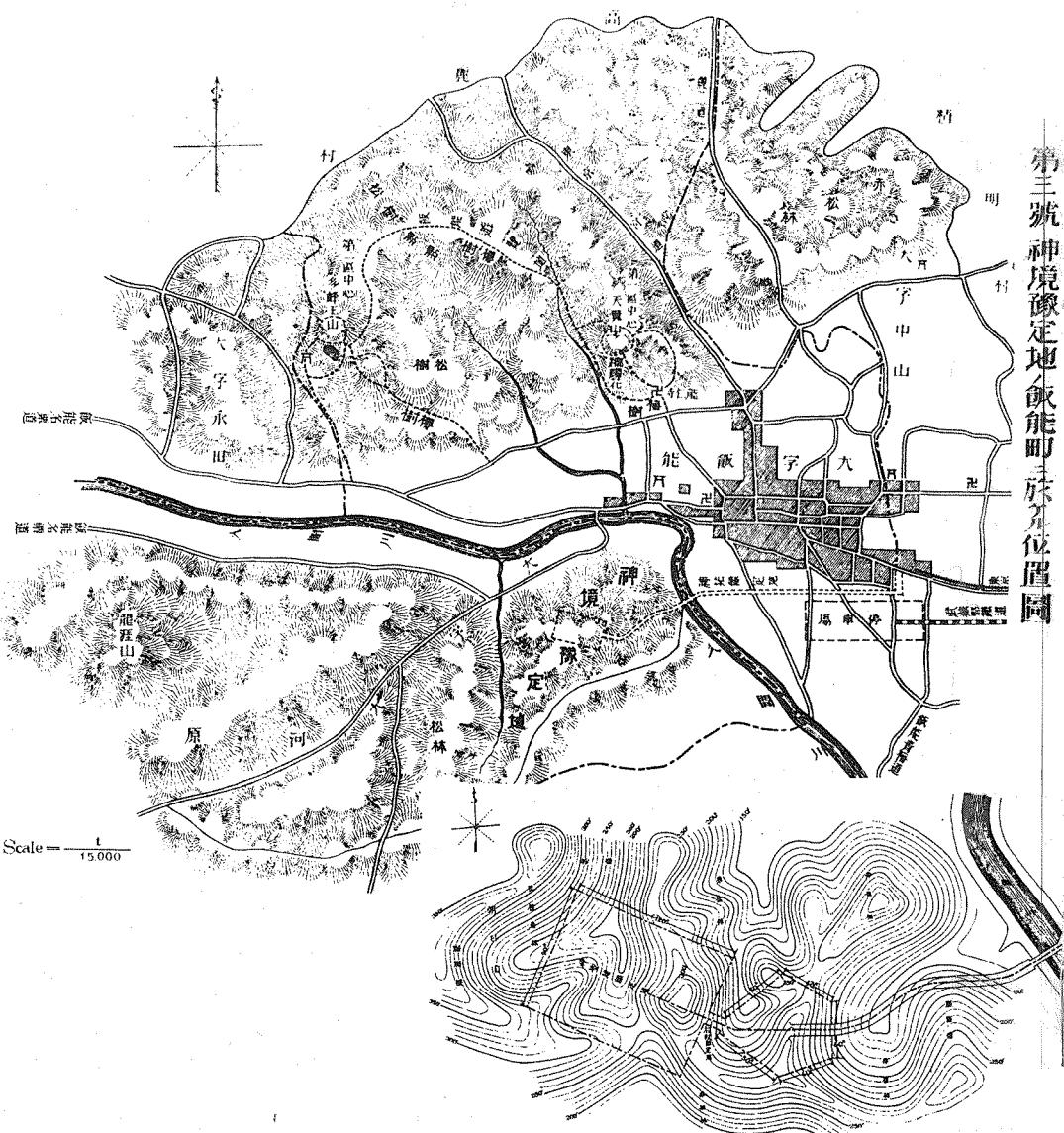
現在の茨城県常陸太田市にある標高一九二メートルの山である。自然環境は良いと思うが交通の便からは矢張り候補地として外される。当時注目された記事はなく、請願の内容を見ても眺めがよい事ぐらいで説得力にかけるものである。

以上十四の候補地が正式に建議・請願として神社奉祀調査会特別委員会報告には出ているが、鎮座選定で最も重要な要素としては矢張り天然自然の山水風景が備わつてゐる靈地である事が第一条件である。⁽⁶⁷⁾それを考慮するならば私見に及ぶ限り飯能朝日山であろう。

飯能朝日山

飯能は都心より約五〇キロの距離にあり、明治天皇が明治十六年四月十七日に行幸されている。鎮座予定地には入

第三號 神境確定地 飯能町 旅館位置圖



第三號 神境確定地 飯能町 旅館位置圖

「明治天皇神宮御造營地御選定ニ關スル請願書」より

地域内に於ける立木

間川が流れ、周囲は朝日山・天覧山・龍淵山等の山々に囲まれ、恰も伊勢内宮の五十鈴川・神路山を彷彿させるような景觀である。樹木は松・桧の針葉樹が多く請願書によれば鎮座予定地には五八、四七〇本の立木があり自然の風致をそのまま利用出来る利点があり、しかも土地については決定の場合は土地を献納し、労力は無料で奉仕するという意気込みである。また当時多くの意見が出ている神苑に付随する記念物の敷地についても天覧山を中心とした一円を一大楽園として計画している。ただ残念なのは都市より離れ過ぎてることであり、「東京市民に取つては參拝に不便」なことである。誘致運動については飯能町を挙げて盛大に行われたらしく、大正三年一月神社奉祀調査会が東京府下に鎮座地を決定した際にも、再度「明治神宮御奉祀位位置選定請願に關する追補陳情書」⁽⁶⁹⁾が提出された。神宮誘致に可成りの確信があつたのである。『飯能市史』には「幻の明治神宮」⁽⁷⁰⁾として当時の神宮誘致運動が語られている。

四、神社奉祀調査会

大正二年七月、明治天皇御一年祭終了の後、政府は直ちに神宮創建の準備に着手、諸般の準備を経て十月二十八日

先ずその調査機関として委員会の閣議決定を見た。それが神社奉祀調査会である。翌十一月十二日内務大臣原敬は御内定を仰ぎ、拝謁した二十二日に裁可され⁽⁷³⁾、翌十一月二十日勅令三〇八号を以て神社奉祀調査会官制が公布された。

神社奉祀調査会官制

第一條 神社奉祀調査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ明治天皇ノ奉祀ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 神社奉祀會ハ會長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長トナル

會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第五條 内務大臣ハ内務省高等官又ハ適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六條 神社奉祀調査會ニ幹事二人ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内務省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第七條 神社奉祀調査會ニ書記ヲ置キ内務省判任官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス⁽⁷⁴⁾

またこの調査会に於いて専門的知識を要する事項多々あるため委員の中より特別委員を指名し、それに加え各専門家にも調査会事務を嘱託し、各部門にて調査を行わせることとなつた。

以上これらの委員を見て気がつくことは崩御当初、御陵を東京に誘致を試みた東京有力者の渋沢・阪谷が委員に入つてゐることである。因みに阪谷は渋沢の女婿である。神社奉祀調査会は大正二年十二月二十五日に第一回が行われ

神社奉祀調査会委員一覧
(○印は特別委員。尚、阪谷芳郎は特別委員長)

調査会事務嘱託

伊東忠太	大正3年4月30日 任
	同 4年4月30日 免
牧野正雄	同
安藤時藏	同
宮地直一	同
關野正直	大正3年6月22日 任
	同 4年4月30日 免
大貫眞浦	同
今井清彦	同
久保憲鄰	同
多村知興	同
佐野利器	大正3年7月25日 任
	同 4年4月30日 免
黒板勝美	大正3年8月3日 任
	同 4年4月30日 免
中川忠順	同
關保之助	大正3年9月14日 任
	同 4年4月30日 免
大江新太郎	大正3年11月27日 任
	同 4年4月30日 免
原 熙	大正4年1月17日 任
	同 4年4月30日 免

會 長	原 敬	自大正2年12月20日	
		至同 3年 4月 16日	
	大隈重信	自大正3年 4月 16日	
		至同 4年 1月 7日	
	大浦兼武	自大正4年 1月 7日	
		至同 4年 4月 30日	
	委 員	蜂須賀茂韶	大正 2年12月22日 被仰付
			同 4年 4月 30日 被免
	徳川家達	同	
	奥 保鞏	同	
幹 事	井上良馨	同	
	戸田氏共	同	
	瀧澤榮一	同	
	山川健次郎	同	
	水野鍊太郎	同	
	大岡育造	大正 2年12月22日 被仰付	
		同 3年 4月 6日 被免	
	福羽逸人	大正 3年 4月 6日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	○阪谷芳郎	同	
幹 事	奥 繁三郎	同	
	○井上友一	同	
	大谷 靖	大正 3年 4月 6日 被仰付	
		同 3年 4月 30日 被免	
	○三上參次	大正 3年 4月 6日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	○萩野由之	同	
	○伊東忠太	同	
	○關野 貞	同	
	○荻野伸三郎	同	
幹 事	下岡忠治	大正 3年 4月 22日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	○堀田 貢	大正 3年 4月 30日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	○近藤虎五郎	大正 3年 5月 13日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	○市來乙彥	大正 3年 5月 29日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	川瀬善太郎	大正 3年 6月 2日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
幹 事	本多靜六	同	
	小橋一太	同	
	久保田政周	大正 3年 7月 10日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	井上友一	大正 2年12月22日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	
	山田準次郎	大正 3年 4月 6日 被仰付	
		同 4年 4月 30日 被免	

(『造営誌』より引用)

てより大正三年十一月に至るまで八回の委員会が行われ、それとは別に神社奉祀特別委員会は大正三年五月より十月に至るまで十一回行われ、約二十件の重要な事項が協議されている。⁽⁷⁵⁾十二月二十五日内相官邸に於いて第一回委員が行わ⁽⁷⁶⁾れ、翌年一月十五日に第二回委員会では「委員全員出席し鎮座地に付き協議し、東京府下と全会一致にて決定」された⁽⁷⁷⁾。そして二月一日の委員会で八日に鎮座候補地の実地調査を行う事が決まり、その結果により代々木と決定している。⁽⁷⁸⁾

候補地の選定

『造営誌』では戸山学校・白金火薬庫跡・青山練兵場跡地・南豊島御料地の四箇所が候補に上がり調査されたとしている。以下その選定理由についてみていくたい。

戸山學校

当時の牛込区若松町にあり、面積は二十二万坪に及び、元尾張藩主徳川氏の別邸であり、「源泉を湛へ、蒼古、幽邃の趣あり」として景勝としては適地に思われるが現今は射撃場などを作った為凸凹になり、これに手を加えるとなると「多額なる経費を要し、實行上頗る困難」としている。

白金火薬庫跡

芝区白金三光町にあり、面積七万六千四百十七坪、樹木数一万九千九百餘本、社殿を當むにしては「敷地非常に狭隘にして、外苑を設く可き餘地」なく、しかも北面の社殿を建てる事になり、煤煙を排す工場が多くあることなどを理由に「到底神宮の鎮座地たらしむるの由なし」としている。

青山練兵場跡地

当時既に中央線・山手線が走り、市街電車も近くにあって参拝に対しては「至極便利」としているが、かえつてそれが為閑静でなく、樹木は少なく風致に欠ける。また青山通りを隔てて共同墓地があること、そして何よりも土地が

余りにも荒れていて、樹木を植えても生育しなく「古色蒼然たる森林を構成せんこと思ひもよらず」として最も欠如した点であるとする。

以上の三候補地で気がつく事はすべて軍事施設地であり、これは買収する際に安く払い下げられる事が要因だと思われる。

南豊島御料地

面積約二十万坪、内御苑は約四万七千坪を含み、明治十九年に明治天皇行幸あらせられ、昭憲皇太后も屢々行啓遊ばされた所である。且つ東京近郊に於いて最も「廣闊幽邃の地にして、土地に高低變化あり、而かも御苑林泉の美自ら神域たるに適し、其の位置市街に接し、交通の便ある上、附近に民家尠なく塵寰を隔て、全く別天地たるの觀あり。」として、また土壤に関しては「土性樹木の生育に適するを以て、植樹をなし、適當なる林苑の經營を行ふに於ては、優に森嚴なる境内となすを得べし。」とし、良質な土壤に恵まれてると指摘している。更に周囲の形成について付近には代々木練兵場があり、一見砂塵の心配があるが、樹木に恵まれてから防止することが出来、却つて住宅及び製造工場の乱設を止め、火災を防ぐに都合が良く、また御料地なるが故拝借するにおいては、新たに土地を買う必要がないとしている。ただ残念な事は北方に民家が多く、東方に鉄道（現山手線）が走り、西方にはガスタンク、西北方には淀橋煙草専売局工場・淀橋浄水場・渋谷発電所等の建物があるが、これらは樹木を植林すれば風致及び火災については問題なく、鉄道は機関車に重油又は原油を用いれば煤煙の害は起こらないし、工場関係は境内より可成り離れているため社殿の背景に適当な設備を設ければ樹木の枯死及び風致を害する事はないとしている。以上のようない理由により『造営誌』は「神社敷地として最も必要條件を具備せるは、唯南豊島御料地の一箇所にして、實に他に得難き好適地なるを以て、各委員の説も亦自ら之に一致せし」により一月十七日には渡辺宮内大臣に上申し、三月二十四日には原内務大臣が執奏、四月一日に御内定された。



造営前の敷地

豊多摩郡代々木ナル南豐島御料地及ビ接續普通御料地ハ、廣袤風致共ニ御鎮座地タルニ適シ、其位置市街ニ近ク而カモ俗塵ニ遠リテ

全ク別天地ヲ劃シ、殊ニ御苑林泉ノ幽邃ナル自ラ神境タルノ趣アリ。依テ御差支無之ニ於テハ、御苑ト併セ此ノ御料地全部ヲ以テ神域ト定メラルハ、其ノ宜キニ適スル旨、全委員一致決定ノ次第モ有之至極適當ノ儀ト被思考候。明治天皇奉祀神社ノ御鎮座地ハ、代々木ナル右御料地ヲ以テ、之ニ充テラル様御内定セラレタシ。(下略)

選定理由の矛盾

ところが『造営誌』では四箇所実地調査が行われてゐる事になつてゐるが、實際は戸山学校と代々木御料地の二箇所しか行われていない。⁽⁸¹⁾他の青山練兵場・白金火薬庫は形のみで候補地から既に除外されていたことが解る。また明治神宮造営局技師であつた本郷高徳によれば造営前時代々木は「元來此區域は高低渺く微に起伏ある平地が大部分を占」めていて「樹林地としては殆んど見るべきものがなかつた」⁽⁸²⁾所であり、森林となつているのは「僅カニ現在ノ社殿周圍、舊御苑、東池ヨリ舊御殿」に亘る区域のみであり、その他は「荒蕪セル不毛地ノ觀ヲ呈」⁽⁸³⁾す場所であった。しかも「林苑トシテハ必ズシモ理想的ノモノニハアラサリシナリ」としてゐるのである。「幽邃ナル自ラ神境タルノ趣アリ」とは余りにも掛け離れた内容である。また神社奉祀調査会で纏めた『内苑計畫考案』

では「内苑計畫ノ本義ハ神苑タルニ相應シキ幽・森・嚴・ナル風致ヲ作ル」（傍点は引用者）事が基本方針となつてゐる。選定理由と内苑計畫考案とが余りにも矛盾してゐるのである。そして伊東忠太が「東京市内外にこれに優る適當なる敷地を得ることが出来なかつた爲めに選定されたに過ぎぬ。」と言つてゐる事からも、この段階に於いて鎮座地選定の条件は天然自然の山水風景が整つた靈地ではない事がはつきりしてゐる。また調査会が発足当時から一切公表されずに委員会が行われていた事からも東京誘致が最優先された事が推測できよう。⁽⁸⁹⁾

渋沢栄一

そして何よりもこの決定に最も影響を与えたのは渋沢栄一であろう。渋沢は近代日本の指導的大実業家であり、慶応三年パリ万国博覧会に渡欧してゐる人物である。後に日本最初の商事会社を設立、そして第一国立銀行・王子製紙・大阪紡績・日本郵船・浅野セメント・札幌ビール会社・東洋硝子会社等々の設立を行なつた。更に論語を德育の規範として「論語算盤説」または「道徳経済合一説」を提唱し、それを実践することによつて実業界の道徳水準を高め、その社会的地位を向上させることに尽力した。

渋沢・阪谷市長以下の東京有力者が崩御直後神宮創建を原内務大臣に懇願したとき、原内相が「必ず貴方々の満足の行く方法を執るから」と言つたことや、本多静六が渋沢栄一に説得され東京に神宮を創建する事に同意したことなどがそれを物語つてゐる。⁽⁹⁰⁾しかし渋沢は私利私欲のために行なつたのではないだろう。飽くまで明治天皇のご敬慕と日本国民の熱誠を大成させるが為に調査会委員を纏めたに過ぎない。當時様々な候補地及び記念事業が乱立した。それら国民の要望を一つに纏めたのが「覚書」であつた。崩御まもない頃渋沢が「自分は當時の顯官其他有力なる方へ直接御面會を得らるゝの故を以て自分等は代表者として出來得る限りの奔走をなしつゝあり」としたことからも「翁の公共的精神」⁽⁹¹⁾が窺われる。鎮座地決定後、同委員会の事業は一段落したことから、新たに専門委員を任命して五月一日に第一回特別委員会が開かれ、この調査会に於いて神宮の祭神名・社名・社格・鎮座地・例祭日・社殿・神宝・

装飾・境内地・参道その他造宮・維持経費等の諸項目について審議された。⁽⁹⁴⁾ この間に大正三年四月十一日昭憲皇太后崩御あらせられると、合祀の儀の御内定があり、翌四年五月一日内務省告示第三十号により左記の通り御祭神名・鎮座地・社名等が発表せられた。

一、明治神宮

祭神 明治天皇

昭憲皇太后

右東京府下豊多摩郡代々幡町村大字代々木ニ社殿創立社格ヲ官幣大社ニ列セラル、旨仰出サル。⁽⁹⁵⁾

大正四年三十日神社奉祀調査会は明治神宮造営局官制公布にともない廃止された。「覚書」を作成した渋沢・阪谷以下東京有力者は同年六月伏見宮貞愛親王殿下を総裁に奉戴して明治神宮奉贊会を設立、統く九月渋沢・阪谷は副会長となつて外苑の經營を着々と進め、「覚書」の考案通り内苑・外苑の構想は着実に進んでいったのである。

おわりに

本来、神社創建に於ける鎮座の最大の条件は自然風致の整つた靈地である。倭姫命が天照大神の鎮座地を求めて笠縫邑より出發されてより適地を求め巡遊され垂仁天皇二十六年に「常世の浪の重浪帰する國、傍國の可怜し國」の伊勢に鎮座した。請願並びに陳情された十二の候補地の中で、その故事に則つて決定するならばそれは飯能朝日山であろう。しかし明治神宮は靈地に鎮座したのではなく代々木の地に「幽邃森嚴」な靈地を造つたのであった。それは正しく近代日本の礎をお築きになられたご祭神に相応しい鎮座であった。十万本の献木は五十年後の調査において十七万

本に増え、しかも全く自然の状態になつていたことが解り世界的に注目を浴びた。今日に於いては「森林浴百選」にも選ばれ「都会のオアシス」として都民の安らぎの地になつてゐる。折口信夫は「新神道の顯現」の中で「神道の将来の姿をいち早く表はしたものが明治神宮の中に存在する⁽⁹⁶⁾」と述べられたが、鎮座だけを取り上げただけでもその通りであつた事が理解されよう。明治神宮については神社建築・運営・奉祝行事等神社界に与えた影響について論究していくのが、それについてはまたの機会に発表してみたいと思う。

注

- (1) 「近代神社神道史」一三九頁。神社新報社・平成三年四月三十日増補改訂版
- (2) 「神道辞典」三五八頁地鎮祭の項・堀書店・昭和四十三年「大正四年から起工」の明治神宮の御造営を機会に、儀式の基準が整つた。」とされる。
- (3) 「毎木調査報告書」石神甲子郎「明治神宮境内総合調査報告書」昭和五五年一月三〇日明治神宮社務所「自然林態の造成」田坂美徳「神宮の森」昭和四十七年六月一日明治神宮崇敬会発行
- (4) 「國家神道形成過程の研究」阪本是丸・三二二頁、岩波書店・平成六年一月
- (5) 「神宮・神社創建史」岡田米夫「明治維新神道百年史」第二卷・十二頁、神道文化会・昭和四十一年九月三十日発行
- (6) 「明治神宮の創建」伊達巽「神道史研究」第十三卷、第五・六号、昭和四十一年十一月
- (7) 「明治神宮の成立をめぐつて」『日本歴史』平成五年十一月号（八〇頁～九六頁）。山口氏はこの論文の中ではほとんど新聞に依拠した方法で、内苑だけでなく外苑をも視野にいれて詳細に明治神宮の成立過程を論じている。
- (8) 「明治神宮造営誌」は大正十二年六月に明治神宮造営局より発刊となつたが、関東大震災により刊行中止にして絶版となつてしまつた。昭和五年明治神宮鎮座十年を迎えるにあたつて内務省神社局より復興版として再販されて、現在図書館で見る『造営誌』の殆どが復興版である。『造営誌』は第一章明治天皇奉祀神宮創建の起原・第二章奉祀に關する調査會設立の決議並明治天皇鎮祭の御治定・第三章神社奉祀調査會の設置・第四章神宮創立事項の調査・第五章神宮の創立及明治

神宮造營局の設置・第六章造營經費・第七章經理・第八章境内地・第九章工務所の設置及境内引込線の敷設・第十章造營の諸祭・第十一章神寶及裝飾・第十二章社殿及附屬建物附防火設備・第十三章寶物殿・第十四章境内及參道・第十五章例祭日及例祭式の決定・第十六章鎮座祭及國民の奉祝・第十七章寶物殿の竣成・第十八章造營事業の完成・第十九章樹木及工事材料其他の寄進・第二十章不二道孝心講及青年團の造營奉仕の二十章に構成されている。

(9) 「明治神宮外苑志」は大正五年より明治神宮奉贊会にて出された「明治神宮奉贊會通信」を主に資料として編纂されているが、山口照臣が「明治神宮の成立をめぐつて」の中で指摘するように、この「奉贊會通信」自体誤りが多いため「外苑志」にも誤謬が見いだされる。例えば「第七回神社奉祀調査會」が行われた日付が「大正三年七月六日」(一五頁)になつてゐるが、これは六月六日の誤りである。

(10) 「神社奉祀調査會特別委員會報告」 大正三年六月・市来乙彦所有。昭和二十六年官地直一博士より神宮へ寄贈された。内容は一「社名ニ關スル件」二「例祭ニ關スル件」三「例祭日勅使發遣ニ關スル件」四「社殿立附屬建物ノ種類及坪數ニ關スル件」五「社殿ノ様式及材料ニ關スル件」六「神座ノ裝飾ニ關スル件」七「殿内奉安神寶ニ關スル件」八「殿舍裝飾ニ關スル件」九「境内及參道ニ關スル件」十「境内保護取締ニ關スル件」十一「境外道路ニ關スル件」十二「御物殿ニ關スル件」十三「青山舊練兵場跡附屬外苑設備ニ關スル件」十四「御造營費ノ見込ニ關スル件」十五「經費取扱ニ關スル件」及び「昭憲皇太后奉祀ニ關スル件」「昭憲皇太后合祀ニ伴フ社名竝例祭日ニ關スル件」「社殿設計考案」「神寶仕様考案」「裝飾仕様考案」「神寶殿設計要項」「神寶殿設計募集規定考案」「内外苑計畫考案」「神苑植栽ノ獻木樹種及條件ニ關スル考案」「御造營ニ伴フ諸祭式考案」「内外兩苑連絡道路計畫ニ關スル件」「御物等ヲ奉安スヘキ建物ノ名稱ニ關スル件」「外苑ニ明治時代歴史畫記念館ヲ設クルノ考案」「明治天皇奉祀ニ關スル建議竝請願書」である。

尚、神社奉祀調査會解散後、明治神宮造營局が設置されたが、その造營局で纏められたものが造宮の議案及び工事の「報告事項」がある。この二つを「造營誌」と照合すると「造營誌」の第四・五・六・八・十・十一・十二・十三・十四・十五章は「神社奉祀調査會特別委員會報告」が、また十四・十七・十八・十九は「報告事項」の資料によつて編纂されている事が解る。

(11) 「造營誌」一頁

(12) 「東京市会史」第三卷(昭和八年)九六九九七〇頁・東京市会事務所編刊

- (13) 「造営誌」三頁
- (14) 〔東京朝日新聞〕大正元年八月六日
- (15) 「明治神宮に就いて」河野省三『全國神職會會報』三三、第一六七号、二四・二五頁、大正元年九月
- (16) 「東京神宮建設の私見」宮西惟助『神社協會雜誌』第十一第九号、大正元年九月
- (17) 国府台までは「覚書」の参考として掲載された場所。以下の白金陸軍火薬庫は「造営誌」、皇居本丸は「東京朝日新聞」大正元年八月八日「萩野文學博士曰」・井の頭御料地は「東京朝日新聞」八月一二日に掲載されたもの。
- (18) 〔東京朝日新聞〕大正元年八月三日「明治神宮奉祀」及び「國民新聞」大正元年八月五日「市長阪谷芳郎謹話」
- (19) 「外苑志」一〇八頁
- (20) 前掲「明治神宮の成立をめぐって」八六・八七頁
- (21) 〔東京朝日新聞〕大正元年八月七日、長岡安平（東京市嘱託員）の意見
- (22) 前掲「東京朝日新聞」大正元年八月八日「萩野文學博士曰」
- (23) 「明治神宮の位置」本多靜六『全國神職會會報』三三、第一六八号、一二〇二頁、大正元年十月
- (24) 『明治神宮紀』十三頁、大正九年十一月一日、溝口白羊著・日本評論社出版部発行
- (25) 「造営誌」三頁
- (26) 同
三・四頁
- (27) 「参考」以下は『神社奉祀調査會特別委員會報告』の「明治神宮奉祀ニ關スル建議並請願書」及び「明治神宮奉獻協議の経過」（『竜門雜誌』第二九二号・大正元年九月・五四頁）より引用。尚、「参考」以下の候補地は八月二十四日の委員会で決定している。
- (28) 「外苑志」一頁
- (29) 〔東京市長日記〕第一卷八月七日の条
- (30) 「明治神宮奉建の議」『竜門雜誌』第二九二号
- (31) 前掲「明治神宮奉建協議の経過」『竜門雜誌』第二九二号
- (32) 〔中外商業新報〕第九四三九号、大正元年八月八日

- (33) 前掲「明治神宮奉建の議」『竜門雑誌』第二九二号
- (34) 「神社外苑の種別」田阪美徳『田阪美徳先生遺稿集』昭和四十五年十月十五日・田阪美徳先生記念会
- (35) 前掲「明治神宮の成立をめぐつて」
- (36) 前掲『神社奉祀調査会特別委員會報告』「明治天皇奉祀ニ關スル建議並請願書」の中の「明治神宮ヲ青山練兵場ニ建設セントスルノ請願」の項
- (37) 『國民新聞』大正元年八月十三日「明治神宮の建築と御神體」
- (38) 同 大正元年八月十八日
- (39) 前掲「明治神宮に就いて」河野省三『全國神職會會報』三三三・一二一頁
- (40) 「明治天皇奉祀ニ關スル建議並請願書」には十四の建議・請願が出ていているが、宝登山及び城峯山だけは掲載されていない。
- (41) また「代々木御料地」は「覚書」なのでここでは省略する。
- (42) 『帝國教育会五十年史』「年表」一九九頁
- (43) 前掲「明治神宮奉祀ニ關スル建議並請願書」「神社奉祀調査會特別委員會報告」
- (44) 国立公文書館藏「先帝奉祀ノ神呂建設ニ關スル件」『公文雜纂』2A-13纂1283
- (45) 『帝國議會衆議院議事速記録』一七・三二三頁、東京大学出版会
- (46) 前掲「明治神宮奉祀ニ關スル建議並請願書」
- (47) 以下注のないのは『神社奉祀調査會特別委員會報告』の中の「社名ニ關スル件」
- (48) 「明治神宮」五頁。庭園協会、大正九年十一月一日発行
- (49) 以下注のないのは「明治神宮奉祀ニ關スル建議並請願書」
- (50) 前掲「明治神宮に就いて」河野省三『全國神職會會報』三三三、その他にも『國民新聞』「十一月三日を如何に保存すべき乎」大正元年八月十四日
- (51) 以下注のないのは「明治神宮奉祀ニ關スル建議並請願書」
- (52) 前掲「明治神宮に就いて」河野省三
「伊勢神宮の防衛—幕末から大東亜戦争まで—」原剛・『明治聖德記念学会紀要』復刊十五号・平成七年八月十五日

(53) 以下注のないものは「明治神宮奉祀二關スル建議並請願書」

(54) 同

(55) 「明治神宮の建築に就いて」伊東忠太『日本建築の研究』下・昭和十七年六月一日龍吟社

(56) 以下注のないのは「明治神宮奉祀二關スル建議並請願書」

(57) 神社奉祀調査会で纏めた「明治天皇奉祀に關スル建議並請願書」には「関係地図及び写真目録」は省略されているが、実際に提出された請願書にはその地図と写真が掲載されており、地図の第一号は神境予定地地図・二号同断面図・三号神域と飯能町の位置図・四号東京市より飯能にいたる交通図・写真第一号神域からの飯能町全景・二号神域より東方前面を望んだ光景・三号神域前面を流れる入間川光景・四号朝日山登り口光景・五号朝日山光景・六号行幸記念碑・及び附には朝日山を側面より見た光景が掲載されている。(明治天皇神宮御造營地御選定二關スル請願書)「明治神宮建設請願書寫昭和二十五年十二月二十二日近藤嘉博寄贈・明治神宮蔵)

(58) 前掲「明治神宮の建築に就いて」伊東忠太・二五九頁

(59) 同

(60) 以下注のないのは「明治神宮奉祀二關スル建議並請願書」

(61) 前掲「明治神宮の位置」本多靜六『全國神職會會報』三三・一〇二頁。

(62) 『國民新聞』大正元年八月十日

(63) 前掲「明治神宮奉祀二關スル建議並請願書」

(64) 前掲「明治神宮の建築に就いて」伊東忠太

(65) 同

(66) 前掲「明治神宮に就いて」河野省三

(67) 前掲「明治神宮の位置」本多靜六『全國神職會會報』三三

(68) 前掲「明治神宮の建築に就いて」伊東忠太・一五九頁

(69) 『東京朝日新聞』大正三年一月十七日「神宮奉建地は東京」

(70) 前掲「明治神宮建設請願書寫」

- (71) 「飯能市史」資料編V社寺教会・昭和五十七年二月十日
- (72) 国立公文書館藏『公文類聚』2A-1-1-3纂1283
- (73) 同 『公文類聚』2A-1-1-168
- (74) 『官報』第四百二十一号、大正三年十二月二十二日
- (75) 『全國神職會會報』四〇・第一百九拾七号・大正四年三月二十五日・二七七頁
- (76) 『原敬日記』二年十二月二十五日の条
- (77) 同 三年一月十五日の条
- (78) 同 三年二月八日の条
- (79) 以下注のないのは『造營誌』三一～三七頁より引用
- (80) 国立公文書館藏『公文類聚』2A-1-1-類1194
- (81) 前掲『原敬日記』三年二月八日の条
- (82) 「内苑に於ける林苑の設計」本郷高徳『明治神宮』大正九年十一月三日庭園協會發行・八〇頁
- (83) 同
- (84) 『明治神宮御境内林苑計畫』本郷高徳『明治神宮境内總合報告書』四二九頁・大正十年十二月二十日
- (85) 同
- (86) 同
- (87) 『全國神職會會報』四〇・第一九五号・七九頁、大正四年一月
- (88) 前掲「明治神宮の建築に就いて」伊東忠太・二六〇頁
- (89) 「東京朝日新聞」大正三年五月四日「明治神宮奉祀調査の内容及經過は絶對に秘密に附し」
- (90) 『雨夜譚會談話筆記』下・六〇四頁
- (91) 「明治神宮御造營の由來を語る座談會」速記録（昭和十五年十月二十七日東京中央放送局二於テ）
- 〔鎮座二十年祭書類〕八冊ノ内第五號・明治神宮藏
- （鎮座二十年を記念して東京中央放送局にて元明治神宮造營局書記官吉田茂、同造營局参与・工学博士伊東忠太、同林学

博士本多静六、造営局参事・文学博士宮地直一、造営局技師・工学博士牧彦七各氏による座談会。)

最初に起りました候補地は青山の練兵場を中心とするものであります。(中略) 私(本多)は個人としてそれに反対致しましたのです、(中略) 第一に研究しなければならないのは天然自然の山水風景がそれに適當すると云ふことであつて、緣故であるとか便利のごときは第二議的の條件に過ぎない、(中略) 世間に私の説に賛成するものが多くなりまして殊に富士山麓、多摩川上流秩父の上方、箱根湖畔、國府臺、その外市内の戸山學校その他の候補地の運動が盛になつて當局は困つてしまつたんです、そこで私の尊敬して居りました澁澤榮一先生が特に私を呼ばれまして君の意見は至極尤もでそれによると君らが多年研究した學問上からの主張では何とも云ふ必要はないが實は自分達が奉賛會を作つて資金を集め始めたのは全く東京に作るからと云ふ趣意であつたんだから今更それを變へられては自分達の立場がなくなるから、それに君らの専門の技術を應用されたならば金は幾らでも作るから人工で天然に負けない大風景を、大森林を作り出すことが出来ると思ふからどうしても今度丈けは東京に賛成して貰ひたい、その代り青山の練兵場の方は大分反対する人もあるんだから神宮を造るのを止めて附屬公園として代々木練兵場の一部にこの神宮を造ることにする。この方は森もあるから比較的に風景もあるからと云ふことで私は澁澤先生の言々切々なる熱情に動かされまして遂に現在の代々木に賛成することになつたのであります。

(92) 『国民新聞』大正元年八月五日

(93) 『伯樂渢澤翁』六〇頁・宇野木忠著、昭和七年五月刊

(94) 『神社協會雑誌』第十三年・第三號一五頁、大正三年三月

(95) 『官報』號外、大正四年五月一日

(96) 「新神道の顯現」折口信夫『神道史研究』第十三卷第五・六號、一三五頁